

高砂市国民健康保険料延滞金の減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市国民健康保険条例（昭和34年3月31日条例第8号。以下「条例」という。）第25条及び高砂市国民健康保険条例施行規則（昭和34年12月28日規則第11号。以下「規則」という。）第10条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の延滞金の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の免除)

第2条 延滞金の免除については、次の各号に定めるところによる。

(1)災害等による徴収猶予

条例第26条第1項第1号の規定により徴収猶予をした期間に対応する部分の金額は全額免除する。

(2)事業の廃止等による徴収猶予

条例第26条第1項第2号、第3号又は第4号の規定により徴収猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。

(3)滞納処分の執行停止

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行停止をした期間に対応する部分の金額は全額免除する。

(4)換価の猶予

地方税法15条の5第1項又は第15条の6第1項の規定による換価の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。

(5)他の債務が軽減・免除された場合

徴収猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納付義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされた場合、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

(6)事業又は生活の状況により納付又は納入を困難とするやむを得ない理由がある場合

徴収猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納付義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められる場合、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

(7)差押え又は担保の提供

滞納保険料の額に見合う差押え又は担保の提供に係る保険料を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年14.6パーセントの割合に

より計算される期間に限るものとし、前3号の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。

(8)有価証券の支払期日後の納付

地方税法第16条の2第3項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入をした場合(同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)、同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間について全額を免除する。

(9)交付要求により交付を受けた金銭を充てた場合

交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合、当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間について全額を免除する。

(延滞金の減免)

第3条 規則第10条の規定による延滞金の減免については、その申請があつた場合において、次の各号のいずれかの事由に該当し、納期限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、次の各号で規定する延滞金の全額又は2分の1を減免することができる。

(1)災害・盗難

保険料の納付義務者(以下単に「納付義務者」という。)が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき。

(2)事業損失

納付義務者がその事業又は業務について甚大な損失を生じたとき。

(3)事業休廃止

納付義務者がその事業又は業務を休止し、又は廃止したとき。

(4)疾病・死亡

納付義務者又は同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難であると認められるとき。

(5)失業

納付義務者が失業し、生活が困難であると認められるとき。

(6)生活困窮

納付義務者に低所得の状態が継続しており、生活が逼迫していると認められるとき。

(7)生活扶助

納付義務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。

(8)その他前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合。

(延滞金減免の申請)

第4条 前条に規定する延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、国民健康保険料延滞金減免申請書（様式第1号）に、減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該申請書の提出又は証明のための書類の添付について、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 同規定により、申請書に添付する「減額又は免除を受けようとする事由を証明する書類」とは次に掲げる書類をいう。

ア退職証明書等の退職の事実及び退職日が確認できる書類

イ給与証明書等の収入状況の確認できる書類

ウり災証明書

エその他申請事由を証明する書類

3 申請の期限は、延滞金確定後90日以内とする。ただし、上記の期限を経過した後に申請があった場合においても、事情がやむをえないと認められるときはこの限りでない。

4 減免の申請をする者が減免の申請事項の証明等について、非協力的または消極的であるため事実の確認が困難であるときは、申請を却下することができるものとする。

5 同規定による審査の結果について延滞金減免決定（却下）通知書（様式第2号）により納付義務者に通知するものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。